

とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 25 日付第 20130019294 号鳥取県生活環境部長通知）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第 1 条～ 2 条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第 3 条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 三世代同居等世帯 次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する世帯をいう。</p> <p>ア 直系尊属の世帯と同居する子育て世帯等</p> <p>イ 直系尊属の世帯と同居する子育て世帯等</p> <p>ウ 直系卑属の子育て世帯等と同居する世帯</p> <p>(15) ～ (17) 略</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第 4 条 県は、第 2 条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 本補助金の額は、1 戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以下とする。</p> <p>(1) 前項第 1 号に掲げる者に交付する補助金</p> <p>表 2 の左欄の区分の (1) に対し同表の中欄に定める額とする。ただし、同表の左欄の区分の (2) から (7) までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額）を加えた額（補助金額は100万円を限度とする。）とする。</p>	<p>第 1 条～ 2 条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第 3 条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 三世代同居等世帯 次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する世帯 <u>(住宅を新築、増築、改築、修繕又は模様替えを行う場合は交付申請日時点、第 5 条第 3 項の登録を受けた住宅（以下「登録住宅」という。）を購入する場合は売買契約時点で、三世代が同居（アの場合は同居を含む。）している世帯を除く。）</u>をいう。</p> <p>ア 直系尊属の世帯と <u>新たに</u>同居する子育て世帯等</p> <p>イ 直系尊属の世帯と <u>新たに</u>同居する子育て世帯等</p> <p>ウ 直系卑属の子育て世帯等と <u>新たに</u>同居する世帯</p> <p>(15) ～ (17) 略</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第 4 条 県は、第 2 条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 本補助金の額は、1 戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以下とする。</p> <p>(1) 前項第 1 号に掲げる者に交付する補助金</p> <p>表 2 の左欄の区分の (1) に対し同表の中欄に定める額とする。ただし、同表の左欄の区分の (2) から (7) までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額）を加えた額（補助金額は100万円を限度とする。） <u>に、同表の左欄の区分の (8) に該当する場合は、性能区分に応じて同表の中欄に定める額を加算した額</u>とする。</p>

表 2			表 2		
区分	補助金額	上限額	区分	補助金額	上限額
(1) 県産材	県産材の使用量（1立方メートルに満たない端数を切り捨てる。）に1.5万円を乗じて得た額	30万円	(1) 県産材	県産材を10立方メートル以上使用した場合は定額15万円	—
(2) 県産JAS製材	県産JAS製材の使用量（立方メートル単位とし、1に満たない端数を切り捨てる。）に1万円を乗じて得た額	20万円	(2) 県産JAS製材	県産JAS製材の使用量（立方メートル単位とし、1に満たない端数を切り捨てる。）に1万円を乗じて得た額	25万円
(3) 県産ヤング係数確認構造材	県産ヤング係数確認構造材の使用量（1立方メートルに満たない端数を切り捨てる。）に横架材は3万円、横架材以外は2万円を乗じて得た額を加算した額	30万円	(3) 県産ヤング係数確認構造材	県産ヤング係数確認構造材の使用量（1立方メートルに満たない端数を切り捨てる。）に横架材は3万円、横架材以外は2万円を乗じて得た額を加算した額	30万円
(4) 県産内外装材、県産CLT材	県産内外装材を使用する場合は見付面積（1平方メートル未満は切り捨てる。）に3千円を乗じて得た額に県産CLT材を1立方メートル以上使用する場合は定額5万円を加算した額	20万円	(4) 県産内外装材、県産CLT材	県産内外装材を使用する場合は見付面積（1平方メートル未満は切り捨てる。）に3千円を乗じて得た額に県産CLT材を1立方メートル以上使用する場合は定額5万円を加算した額	20万円
(5) 子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円（国の子育て世帯・若年夫婦世帯に対する新築又は改修の補助金を利用する者（以下「国の子育て世帯等支援補助金利用者」という。）を除く。）	—	(5) 子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円（国の子育て世帯・若年夫婦世帯に対する新築又は改修の補助金を利用する者（以下「国の子育て世帯等支援補助金利用者」という。）を除く。）	—
(6) 三世代同居等世帯	三世代同居等世帯に該当する場合、定額10万円	—	(6) 三世代同居等世帯	三世代同居等世帯に該当する場合、定額10万円	—
(7) 地域建築技能活用住宅	地域建築技能活用住宅の場合、定額20万円	—	(7) 地域建築技能活用住宅	地域建築技能活用住宅の場合、定額20万円	—
(1) から (4) までは県産材の材料代、(5) から (7) までは木造住宅の建設費を補助対象経費とする。			(1) から (4) までは県産材の材料代、(5) から (7) までは木造住宅の建設費を補助対象経費とする。		
(2) 略			(2) 略		
表 3 略			表 3 略		
第 5 条～16 条 略			第 5 条～16 条 略		
様式第 1 号 略			様式第 1 号 略		

とっとり住まいる支援事業兼

とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業登録住宅建設等計画書(登録申請時チェックシート)

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請(実績報告)内容について下記のとおり確認しました。

令和 年 月 日

Table with 2 columns: 住所, 市町村名, 販売事業者名, 代表者職氏名, 電話

<記入方法>

各項目をよくお読みいただき、該当する項目の□に✓を記入してください。青色の欄に、必要事項を記入してください。選択項目を消去するときはデリート又はバックスペースキーで消去してください(黄色の欄は自動計算です。)

1 共通事項

- 建築主(登録住宅の場合は購入者)自らの居住の本拠として鳥取県内に新たに建設する住宅であること。
独立した生活が可能な木造一戸建て住宅であること。
※「独立した生活が可能」とは、居住室、台所、浴室、便所が、各1以上あることをいいます。(浴室はシャワーのみは不可。)
※建築確認上は増改築であっても、増改築部分だけで居住室・台所・浴室・便所が各1以上ある場合、新築の区分で補助金申請することができます。

Table with 2 columns: 建設地, 市町村名, 住居表示, 種別, 延べ面積, 間取り等, 工法, 工期, 販売開始予定年月日

- 県内に本拠を置く事業者の施工であること。
Table with 3 columns: 事業者名, 所在地, 連絡先

- 建築基準法に適合していること。
Table with 2 columns: 建築確認の要否, 建築確認申請又は工事届提出年月日

- その他、この住宅の建設にあたり関連法令に適合していること。
当該住宅は【とっとり健康省エネ住宅(NE-ST)】である。性能区分
当該住宅は【再生可能エネルギー発電設備】を設置する。設備
当該住宅は【ZEH】である。区分

- ZEHでない場合、太陽光発電設備の将来的な設置に備えていること。
※将来的な設置の備えとは、太陽光パネルの設置に配慮した屋根形状と積載荷重の考慮をいう。
内外装材に県産材を20㎡以上使用する。

併用する補助金全てについて以下に記載してください。('とっとり住まいる支援事業'以外)
Table with 3 columns: 補助金の名称, 所管団体, 連絡先電話

- 国補助事業の補助利用者である。
国補助のうち、子育て世帯等支援補助金を利用。(みらいエコ住宅2026事業(長期、ZEH)など)
国補助のうち、断熱等性能等級6以上を対象とする補助金を利用。(GX志向型など)
補助対象を同一とする国費又は県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。

【次ページに続く】

とっとり住まいる支援事業兼

とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業登録住宅建設等計画書(登録申請時チェックシート)

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請(実績報告)内容について下記のとおり確認しました。

令和 年 月 日

Table with 2 columns: 住所, 市町村名, 販売事業者名, 代表者職氏名, 電話

<記入方法>

各項目をよくお読みいただき、該当する項目の□に✓を記入してください。青色の欄に、必要事項を記入してください。選択項目を消去するときはデリート又はバックスペースキーで消去してください(黄色の欄は自動計算です。)

1 共通事項

- 建築主(登録住宅の場合は購入者)自らの居住の本拠として鳥取県内に新たに建設する住宅であること。
独立した生活が可能な木造一戸建て住宅であること。
※「独立した生活が可能」とは、居住室、台所、浴室、便所が、各1以上あることをいいます。(浴室はシャワーのみは不可。)
※建築確認上は増改築であっても、増改築部分だけで居住室・台所・浴室・便所が各1以上ある場合、新築の区分で補助金申請することができます。

Table with 2 columns: 建設地, 市町村名, 住居表示, 種別, 延べ面積, 間取り等, 工法, 工期, 販売開始予定年月日

- 県内に本拠を置く事業者の施工であること。
Table with 3 columns: 事業者名, 所在地, 連絡先

- 建築基準法に適合していること。
Table with 2 columns: 建築確認の要否, 建築確認申請又は工事届提出年月日

- その他、この住宅の建設にあたり関連法令に適合していること。
当該住宅は【とっとり健康省エネ住宅(NE-ST)】である。性能区分
当該住宅は【再生可能エネルギー発電設備】を設置する。設備
当該住宅は【ZEH】である。区分

- ZEHでない場合、太陽光発電設備の将来的な設置に備えていること。
※将来的な設置の備えとは、太陽光パネルの設置に配慮した屋根形状と積載荷重の考慮をいう。
内外装材に県産材を20㎡以上使用する。

併用する補助金全てについて以下に記載してください。('とっとり住まいる支援事業'以外)
Table with 3 columns: 補助金の名称, 所管団体, 連絡先電話

- 国補助事業の補助利用者である。
国補助のうち、子育て世帯等支援補助金を利用。(みらいエコ住宅2026事業(長期、ZEH)など)
国補助のうち、断熱等性能等級6以上を対象とする補助金を利用。(GX志向型など)
補助対象を同一とする県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。

【次ページに続く】

2 県産材の使用

- 県産材を10m3以上使用すること。
- プレカートをを行う場合は、県内のプレカート工場で加工すること。
プレカート工場名
- ＜実績報告時の提出書類＞県内プレカート加工証明書(様式第9号)又はその写し
(別途提出する鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書で証明できる場合を除く。)
- プレカートを一切使用しない。

整数値(小数点以下切捨て)で入力

区分	使用量	補助金額 (自動計算)
①木材使用材積合計(県産材以外の木材を含む材積)		
②県産材の使用材積		万円
③県産JAS製材の使用材積		万円
④県産ヤング係数確認構造材の使用材積 横架材		
④県産ヤング係数確認構造材の使用材積 横架材以外		万円
⑤県産CLT材の使用材積		万円
⑥県産内外装材、県産木扉の見付面積		万円
県産材使用に関する補助金額 計:		万円

- 県産材を10m3以上使用する場合、定額15万円が交付されます。
＜実績報告時の提出書類＞鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
- 県産JAS製材(含水率20%以下のJAS格付材)を1m3以上使用する場合、1m3につき1万円が交付されます。(上限25万円)
＜実績報告時の提出書類＞鳥取県木材協同組合連合会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類等
- 県産ヤング係数確認構造材を1m3以上使用する場合、横架材1m3につき3万円、横架材以外1m3につき2万円の合計が交付されます。(上限30万円)
＜実績報告時の提出書類＞県産ヤング係数確認構造材一覧表(様式第8号)
- 県産CLT材を1m3以上使用する場合、定額5万円の補助金が交付されます。
＜実績報告時の提出書類＞県産CLT材であることを証明する書類(納品書等)
- 含水率20%以下の県産内外装材(木扉、門含む。)を1m2以上使用する場合、見付面積1m2につき3千円が交付されます。
＜実績報告時の提出書類＞見付面積の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類
含水率の測定結果写真又は鳥取県産材活用協議会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類
- 県産CLT材、県産内外装材、県産木扉の上限額は20万円になります。

3 子育て世帯等 (補助金額:10万円)

- 次の①②のどちらかに該当すること。
- ※国の子育て世帯等支援補助金(GX志向型を除く)利用者には補助額は0円となり
- ① 18歳に達して以後の最初の3月31日まで ② 婚姻後10年以内の夫婦を含む世帯
にある子を養育している世帯
- ＜留意点＞
交付申請の時点で子が生まれていない場合は対象外
＜実績報告時の提出書類＞
・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票
(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)
- ＜留意点＞
交付申請の時点で婚姻していない場合は対象外
＜実績報告時の提出書類＞
・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票
(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)
・申請者の戸籍抄本又は戸籍謄本
- ※①②も、住民票では申請者と配偶者・子との続柄がわからない場合は、戸籍謄本等の提出をお願いします
(例:申請者が単身赴任中で別居している場合 など)

4 三世同居等世帯 (補助金額:10万円)

- 次のア、イ、ウのいずれかに該当すること。
- ※以前から同居、近居している場合も対象となります。
- ア 直系尊属の世帯と同居する子育て世帯等(親と同居)
※同居とは同一小学校区内に居住することをいいます。
- イ 直系尊属の世帯と同居する子育て世帯等(親と同居)
- ウ 直系尊属の子育て世帯等と同居する世帯(子と同居)
※同居とは同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住することをいいます。
- | | | |
|----------|----------|--|
| 申請者世帯 | 建設地の小学校区 | |
| 同居、近居対象の | 住所 | |
| 直系尊属の世帯 | 小学校区 | |
- ＜実績報告時の提出書類＞
・同居又は近居する直系親族世帯全員の住民票の写し(補助対象住宅に転居後のもの)
・同居又は近居する直系親族と姓が異なる場合は、申請者の戸籍謄本等直系親族とわかる書類
- 【次ページに続く】

2 県産材の使用

- 県産材を10m3以上使用すること。
- プレカートをを行う場合は、県内のプレカート工場で加工すること。
プレカート工場名
- ＜実績報告時の提出書類＞県内プレカート加工証明書(様式第9号)又はその写し
(別途提出する鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書で証明できる場合を除く。)
- プレカートを一切使用しない。

整数値(小数点以下切捨て)で入力

区分	使用量	補助金額 (自動計算)
①木材使用材積合計(県産材以外の木材を含む材積)		
②県産材の使用材積		万円
③県産JAS製材の使用材積		万円
④県産ヤング係数確認構造材の使用材積 横架材		
④県産ヤング係数確認構造材の使用材積 横架材以外		万円
⑤県産CLT材の使用材積		万円
⑥県産内外装材、県産木扉の見付面積		万円
県産材使用に関する補助金額 計:		万円

- 県産材を10m3以上使用する場合、定額15万円が交付されます。
＜実績報告時の提出書類＞鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
- 県産JAS製材(含水率20%以下のJAS格付材)を1m3以上使用する場合、1m3につき1万円が交付されます。(上限25万円)
＜実績報告時の提出書類＞鳥取県木材協同組合連合会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類等
- 県産ヤング係数確認構造材を1m3以上使用する場合、横架材1m3につき3万円、横架材以外1m3につき2万円の合計が交付されます。(上限30万円)
＜実績報告時の提出書類＞県産ヤング係数確認構造材一覧表(様式第8号)
- 県産CLT材を1m3以上使用する場合、定額5万円の補助金が交付されます。
＜実績報告時の提出書類＞県産CLT材であることを証明する書類(納品書等)
- 含水率20%以下の県産内外装材(木扉、門含む。)を1m2以上使用する場合、見付面積1m2につき3千円が交付されます。
＜実績報告時の提出書類＞見付面積の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類
含水率の測定結果写真又は鳥取県産材活用協議会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類
- 県産CLT材、県産内外装材、県産木扉の上限額は20万円になります。

3 子育て世帯等 (補助金額:10万円)

- 次の①②のどちらかに該当すること。
- ※国の子育て世帯等支援補助金(GX志向型を除く)利用者には補助額は0円となり
- ① 18歳に達して以後の最初の3月31日まで ② 婚姻後10年以内の夫婦を含む世帯
にある子を養育している世帯
- ＜留意点＞
交付申請の時点で子が生まれていない場合は対象外
＜実績報告時の提出書類＞
・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票
(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)
- ＜留意点＞
交付申請の時点で婚姻していない場合は対象外
＜実績報告時の提出書類＞
・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票
(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)
・申請者の戸籍抄本又は戸籍謄本
- ※①②も、住民票では申請者と配偶者・子との続柄がわからない場合は、戸籍謄本等の提出をお願いします
(例:申請者が単身赴任中で別居している場合 など)

4 三世同居等世帯 (補助金額:10万円)

- 次のア、イ、ウのいずれかに該当すること。
- ア ①②③④の全てに該当 (直系尊属と新たに近居)
イ ①②⑤又は①②③⑤の全てに該当 (直系尊属と新たに同居)
ウ ①に該当せず②⑥の両方に該当 (直系尊属と新たに同居)
- ①交付申請日時時点で子育て世帯等であること。
- ②交付申請日時時点で、三世同居等ではないこと。
※同居とは同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住することをいいます。
- ③交付申請日時時点で、直系尊属と近居ではないこと。
※近居とは同一小学校区内に居住することをいいます。
- ④売買契約することで直系尊属の世帯と新たに近居すること。
- ⑤売買契約することで直系尊属の世帯と新たに同居すること。
- ⑥売買契約することで直系尊属の子育て世帯等と新たに同居する世帯であること。
- | | | |
|----------|------------|--|
| 申請者世帯 | 申請時住所の小学校区 | |
| 同居、近居対象の | 住所 | |
| 直系尊属の世帯 | 小学校区 | |
| | 姓 | |
- ＜実績報告時の提出書類＞
・同居又は近居する直系親族世帯全員の住民票の写し(補助対象住宅に転居後のもの)
・同居又は近居する直系親族と姓が異なる場合は、申請者の戸籍謄本等直系親族とわかる書類
- 【次ページに続く】

5 地域建築技能活用住宅（補助金額：20万円）

次の①～⑦の地域建築技能を活用し、ポイント数の合計が4ポイント以上の場合に定額20万円を支援（黄色のポイント数は自動計算されます。）

補助金額
(自動計算)
万円

＜実績報告時の提出書類＞手刻み加工を除く各地域建築技能に係る面積等の算出過程、施工面積及び施工箇所を図示した立面図、展開図等並びに地域建築技能ごとに次の書類

共通事項 在来軸組工法又は伝統構法の木造住宅であること
要綱を熟読し、補助対象要件を確認した。

①手刻み加工 木材を、機械プレカット加工を使用せずに手作業（電動工具を使用する場合を含む。）で加工すること。（プレカット工場において機械加工された木材の一部でも使用する場合は対象外）
4ポイント
ポイント数
＜実績報告時の提出書類＞仕口、継手等を加工している写真（建築主名記載の工事看板入り）

②下見板張り 県産材を使用し、外壁を下見板張りで40m²以上施工
2ポイント
補助対象となる工法……ささら下見板、押縁下見板、南京下見板
ポイント数
補助対象とならない工法…羽目板張り、ドイツ下見板、縦板張り
下見板張りの種類
下見板張りの施工面積
＜実績報告時の提出書類＞施工後の写真（建築主名記載の工事看板入り）

③左官仕上げ 外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げ
1～2ポイント
内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、
ポイント数
珪藻土塗その他のこて塗仕上げで40m²以上施工
2ポイント（珪藻土塗、じゅらく塗でこて塗面積40m²以上となる場合は1ポイント）
珪藻土及びじゅらくを除く上記左官のこて塗り面積 m²
珪藻土及びじゅらくのこて塗り面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞こて塗りで施工中の写真（建築主名記載の工事看板入り）

④瓦ぶき 主要な屋根部分を国内で生産された瓦（JIS規格品あるいはJIS同等品）を使用したもの。（S型瓦や平板瓦を含む。）
2ポイント
ポイント数
瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに基づき施工したものであること。
瓦の種類
＜実績報告時の提出書類＞瓦の留め付け状況がわかる写真（建築主名記載の工事看板入り）及び棟に使用された補強金物及び屋根下地への緊結状況がわかる写真（建築主名記載の工事看板入り）

⑤木製建具 県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具を見付面積5m²以上使用したもの（1ポイント、10m²以上の場合にあっては2ポイント）
1～2ポイント
ポイント数
木製建具の見付面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞建具の種類及び見付面積が確認できる資料、設置完了時写真（建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板入り）及び当該木製建具に係る納品書の写し

⑥畳 県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳（置き畳を除く。）を6畳以上使用すること。
1ポイント
ポイント数
畳の使用量 畳
＜実績報告時の提出書類＞設置完了後の写真（建築主名、畳業者名を記載した工事看板入り、6畳以上であることわかるもの）及び当該畳に係る納品書の写し

⑦構造材現し 居室において、小屋組又は床組みに使用した主要な横架材及び母屋の下端が見える場合（壁の部分を除く。）で、当該居室（収納を除く。）の見上げ面積が10平方メートル以上の状態のこと。（1ポイント、20m²以上の場合にあっては2ポイント）
1～2ポイント
ポイント数

小屋組又は床組みの構造材現し見上げ面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞施工後の写真（建築主名記載の工事看板入り）並びに全ての梁、桁及び母屋を記載した伏図（小屋伏図及び床伏図をいう。）に、居室で構造材現しになっているものを色分けした資料

合計ポイント数

【次ページに続く】

5 地域建築技能活用住宅（補助金額：20万円）

次の①～⑦の地域建築技能を活用し、ポイント数の合計が4ポイント以上の場合に定額20万円を支援（黄色のポイント数は自動計算されます。）

補助金額
(自動計算)
万円

＜実績報告時の提出書類＞手刻み加工を除く各地域建築技能に係る面積等の算出過程、施工面積及び施工箇所を図示した立面図、展開図等並びに地域建築技能ごとに次の書類

共通事項 在来軸組工法又は伝統構法の木造住宅であること
要綱を熟読し、補助対象要件を確認した。

①手刻み加工 木材を、機械プレカット加工を使用せずに手作業（電動工具を使用する場合を含む。）で加工すること。（プレカット工場において機械加工された木材の一部でも使用する場合は対象外）
4ポイント
ポイント数
＜実績報告時の提出書類＞仕口、継手等を加工している写真（建築主名記載の工事看板入り）

②下見板張り 県産材を使用し、外壁を下見板張りで40m²以上施工
2ポイント
補助対象となる工法……ささら下見板、押縁下見板、南京下見板
ポイント数
補助対象とならない工法…羽目板張り、ドイツ下見板、縦板張り
下見板張りの種類
下見板張りの施工面積
＜実績報告時の提出書類＞施工後の写真（建築主名記載の工事看板入り）

③左官仕上げ 外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げ
1～2ポイント
内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、
ポイント数
珪藻土塗その他のこて塗仕上げで40m²以上施工
2ポイント（珪藻土塗、じゅらく塗でこて塗面積40m²以上となる場合は1ポイント）
珪藻土及びじゅらくを除く上記左官のこて塗り面積 m²
珪藻土及びじゅらくのこて塗り面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞こて塗りで施工中の写真（建築主名記載の工事看板入り）

④瓦ぶき 主要な屋根部分を国内で生産された瓦（JIS規格品あるいはJIS同等品）を使用したもの。（S型瓦や平板瓦を含む。）
2ポイント
ポイント数
瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに基づき施工したものであること。
瓦の種類
＜実績報告時の提出書類＞瓦の留め付け状況がわかる写真（建築主名記載の工事看板入り）及び棟に使用された補強金物及び屋根下地への緊結状況がわかる写真（建築主名記載の工事看板入り）

⑤木製建具 県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具を見付面積5m²以上使用したもの（1ポイント、10m²以上の場合にあっては2ポイント）
1～2ポイント
ポイント数
木製建具の見付面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞建具の種類及び見付面積が確認できる資料、設置完了時写真（建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板入り）及び当該木製建具に係る納品書の写し

⑥畳 県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳（置き畳を除く。）を6畳以上使用すること。
1ポイント
ポイント数
畳の使用量 畳
＜実績報告時の提出書類＞設置完了後の写真（建築主名、畳業者名を記載した工事看板入り、6畳以上であることわかるもの）及び当該畳に係る納品書の写し

⑦構造材現し 居室において、小屋組又は床組みに使用した主要な横架材及び母屋の下端が見える場合（壁の部分を除く。）で、当該居室（収納を除く。）の見上げ面積が10平方メートル以上の状態のこと。（1ポイント、20m²以上の場合にあっては2ポイント）
1～2ポイント
ポイント数

小屋組又は床組みの構造材現し見上げ面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞施工後の写真（建築主名記載の工事看板入り）並びに全ての梁、桁及び母屋を記載した伏図（小屋伏図及び床伏図をいう。）に、居室で構造材現しになっているものを色分けした資料

合計ポイント数

【次ページに続く】

あなたの補助金額は 0.0 万円です。

《補助金の内訳》

とっとり住まいる支援事業補助金	0.0	万円
とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金	0.0	万円

※県産材使用量の減少等により、住宅完成後に実際に交付する補助金額が交付決定額を下回ることがあります。

あなたが補助金交付申請で提出する書類は次のとおりです。
その他必要に応じて別途書類を求められる場合があります。

補助対象住宅登録申請書(様式第1号)
登録住宅建設等計画書(様式第2号)
各階平面図、配置図

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請内容について上記のとおり確認しました。

工事監理者氏名			
建築士事務所名			
建築士事務所の登録	区分		
	都道府県名		知事
	登録番号		

※工事監理者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をする者
※延べ面積が100m²以下の場合で、工事監理者が不要なときは工事施工者氏名を選択、記載してください。

あなたの補助金額は 0.0 万円です。

《補助金の内訳》

とっとり住まいる支援事業補助金	0.0	万円
とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金	0.0	万円

※県産材使用量の減少等により、住宅完成後に実際に交付する補助金額が交付決定額を下回ることがあります。

あなたが補助金交付申請で提出する書類は次のとおりです。
その他必要に応じて別途書類を求められる場合があります。

補助対象住宅登録申請書(様式第1号)
登録住宅建設等計画書(様式第2号)
各階平面図、配置図

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請内容について上記のとおり確認しました。

工事監理者氏名			
建築士事務所名			
建築士事務所の登録	区分		
	都道府県名		知事
	登録番号		

※工事監理者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をする者
※延べ面積が100m²以下の場合で、工事監理者が不要なときは工事施工者氏名を選択、記載してください。

とっとり住まいる支援事業兼
とっとり健康省エネ住宅改修支援事業登録住宅建設等計画書(登録申請時チェックシート)

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請(実績報告)内容について下記のとおり確認しました。

年 月 日

住所	〒
販売事業者名	
代表者職氏名	
電話	

<記入方法>

各項目をよくお読みいただき、該当する項目の□に✓を記入してください。
青色の欄に、必要事項を記入してください。選択項目を消去するときはデリート又はバックスペースキーで消去してください(黄色の欄は自動計算です。)

1 共通事項

- 自ら居住(改修後に居住する場合を含む。)し、所有の権利を有する戸建住宅又は共同住宅の専有部分に係る工事であること。
※当該住宅と同一敷地内にあり、一体的に日常生活の用に供される車庫、物置、木塀等に係るものを含む。
- 過去に本事業の助成を受けていない住宅又は当該補助金を受けた住宅で助成(額の確定日)から10年以上が経過していること。

建設地	市町村名	
工事種別	工事費	万円
延べ面積	m2	
工法		
工期	着手(予定)年月日	年 月 日
	完了(予定)年月日	年 月 日

- 県内に本拠を置く事業者の施工であること。
事業者名
所在地
連絡先
- 建築基準法に適合していること。
建築確認の要否
増改築
建築確認申請又は工事届提出年月日
- その他、この住宅の改修にあたり関連法令に適合していること。
- 当該改修工事は省エネ改修を含む工事である。性能区分

併用する補助金全てについて以下に記載してください。(「とっとり住まいる支援事業」以外)

補助金の名称	所管団体	連絡先電話

- 国の子育て世帯等支援補助金利用者である
- 補助対象を同一とする国費又は県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。
- (実績報告時)交付申請時からの改修部分の図面、配置図の変更がある。

【次ページに続く】

とっとり住まいる支援事業兼
とっとり健康省エネ住宅改修支援事業登録住宅建設等計画書(登録申請時チェックシート)

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請(実績報告)内容について下記のとおり確認しました。

年 月 日

住所	〒
販売事業者名	
代表者職氏名	
電話	

<記入方法>

各項目をよくお読みいただき、該当する項目の□に✓を記入してください。
青色の欄に、必要事項を記入してください。選択項目を消去するときはデリート又はバックスペースキーで消去してください(黄色の欄は自動計算です。)

1 共通事項

- 自ら居住(改修後に居住する場合を含む。)し、所有の権利を有する戸建住宅又は共同住宅の専有部分に係る工事であること。
※当該住宅と同一敷地内にあり、一体的に日常生活の用に供される車庫、物置、木塀等に係るものを含む。
- 過去に本事業の助成を受けていない住宅又は当該補助金を受けた住宅で助成(額の確定日)から10年以上が経過していること。

建設地	市町村名	
工事種別	工事費	万円
延べ面積	m2	
工法		
工期	着手(予定)年月日	年 月 日
	完了(予定)年月日	年 月 日

- 県内に本拠を置く事業者の施工であること。
事業者名
所在地
連絡先
- 建築基準法に適合していること。
建築確認の要否
増改築
建築確認申請又は工事届提出年月日
- その他、この住宅の改修にあたり関連法令に適合していること。
- 当該改修工事は省エネ改修を含む工事である。性能区分

- 国の子育て世帯等支援補助金利用者である
- 国補助利用者のうち、「地域型グリーン化事業」補助利用者である。
 「地域型グリーン化事業」の補助対象経費に県産材の材料代を含めていない。
- 子育てグリーン住宅支援事業又は地域型グリーン化事業以外の補助金を併用する。

補助金の名称	所管団体	連絡先電話

- 補助対象を同一とする国費又は県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。
- (実績報告時)交付申請時からの改修部分の図面、配置図の変更がある。

2 県産材の使用

- 県産材を構造材若しくは下地材として0.3m³以上使用すること又は内外装材仕上げ材若しくは木塀として1m²以上使用すること。
- プレカットを行う場合は、県内のプレカット工場で加工すること。

プレカット工場名	
----------	--

 - <実績報告時の提出書類> 県内プレカット加工証明書(様式第9号)又はその写し
(別途提出する鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書で証明できる場合を除く。)
- プレカットを一切使用しない。

区分	使用量	補助金額 (自動計算)
①木材使用材積合計(県産材以外の木材を含む材積)		
②県産材の構造材又は下地材の使用材積		万円
③県産内外装材、県産木塀の見付面積		万円
県産材使用に関する補助金額 計:		万円

- 県産材の構造材又は下地材を0.3m³以上使用する場合、1m³につき2万円が交付されます(0.1m³未満は切捨て)。
 <実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
- 県産内外装材、県産木塀を1m²以上使用する場合、見付面積1m²につき2千円が交付されます(1m²未満は切捨て)。
 <実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
 見付面積の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類
 含水率の測定結果写真又は鳥取県木材協同組合連合会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類
- 県産材の構造材又は下地材、県産内外装材、県産木塀の補助上限額は25万円になります。

3 子育て世帯等 (補助金額:10万円)

次の①②のどちらかに該当すること。
 ※国の子育て世帯等支援補助金利用者にあつては0円となります

- ① 18歳に達して以後の最初の3月31日まで
- ② 婚姻後10年以内の夫婦を含む世帯
 にある子を養育している世帯

<p><留意点> 交付申請の時点で子が生まれていない場合は対象外です。 <実績報告時の提出書類> ・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票 (続柄及び転居前の住所が記載されたもの)</p>	<p><留意点> 交付申請の時点で婚姻していない場合は対象外です。 <実績報告時の提出書類> ・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票 (続柄及び転居前の住所が記載されたもの) ・申請者の戸籍抄本又は戸籍謄本</p>
--	---

※①②とも、住民票では申請者と配偶者・子どもの続柄がわからない場合は、戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。(例:申請者が単身赴任中で別居している場合 など)

4 三世代同居等世帯 (補助金額:10万円)

次のア、イ、ウのいずれかに該当すること。

- ※以前から同居、近居している場合も対象となります。
- ア 直系尊属の世帯と近居する子育て世帯等(親と近居)
 ※近居とは同一小学校区内に居住することをいいます。
- イ 直系尊属の世帯と同居する子育て世帯等(親と同居)
- ウ 直系卑属の子育て世帯等と同居する世帯(子と同居)
 ※同居とは同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住することをいいます。

申請者世帯	建設地の小学校区	
同居、近居対象の親族世帯	住所	
	小学校区	

- <実績報告時の提出書類>
 ・同居又は近居する直系親族世帯全員の住民票の写し (補助対象住宅に転居後のもの)
 ・同居又は近居する直系親族と姓が異なる場合は、申請者の戸籍謄本等直系親族とわかる書類

【次ページに続く】

2 県産材の使用

- 県産材を構造材若しくは下地材として0.3m³以上使用すること又は内外装材仕上げ材若しくは木塀として1m²以上使用すること。
- プレカットを行う場合は、県内のプレカット工場で加工すること。

プレカット工場名	
----------	--

 - <実績報告時の提出書類> 県内プレカット加工証明書(様式第9号)又はその写し
(別途提出する鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書で証明できる場合を除く。)
- プレカットを一切使用しない。

【次ページに続く】

区分	使用量	補助金額 (自動計算)
①木材使用材積合計(県産材以外の木材を含む材積)		
②県産材の構造材又は下地材の使用材積		万円
③県産内外装材、県産木塀の見付面積		万円
県産材使用に関する補助金額 計:		万円

- 県産材の構造材又は下地材を0.3m³以上使用する場合、1m³につき2万円が交付されます(0.1m³未満は切捨て)。
 <実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
- 県産内外装材、県産木塀を1m²以上使用する場合、見付面積1m²につき2千円が交付されます(1m²未満は切捨て)。
 <実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
 見付面積の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類
 含水率の測定結果写真又は鳥取県木材協同組合連合会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類
- 県産材の構造材又は下地材、県産内外装材、県産木塀の補助上限額は25万円になります。

3 子育て世帯等 (補助金額:10万円)

次の①②のどちらかに該当すること。
 ※国の子育て世帯等支援補助金利用者にあつては0円となります

- ① 18歳に達して以後の最初の3月31日まで
- ② 婚姻後10年以内の夫婦を含む世帯
 にある子を養育している世帯

<p><留意点> 交付申請の時点で子が生まれていない場合は対象外です。 <実績報告時の提出書類> ・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票 (続柄及び転居前の住所が記載されたもの)</p>	<p><留意点> 交付申請の時点で婚姻していない場合は対象外です。 <実績報告時の提出書類> ・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票 (続柄及び転居前の住所が記載されたもの) ・申請者の戸籍抄本又は戸籍謄本</p>
--	---

※①②とも、住民票では申請者と配偶者・子どもの続柄がわからない場合は、戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。(例:申請者が単身赴任中で別居している場合 など)

4 三世代同居等世帯 (補助金額:10万円)

次のア、イ、ウのいずれかに該当すること。

- ア ①②④の全てに該当 (直系尊属と新たに近居)
- イ ①②⑥又は①②④⑥の全てに該当 (直系尊属と新たに同居)
- ウ ①に該当せず②⑥の両方に該当 (直系卑属と新たに同居)

- ①交付申請日時点で子育て世帯等であること。
- ②交付申請日時点では、三世代の同居ではないこと。
 ※同居とは同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住することをいいます。
- ③交付申請日時点では、直系尊属と近居ではないこと。
 ※近居とは同一小学校区内に居住することをいいます。
- ④改修することで直系尊属世帯と新たに近居すること。
- ⑤改修することで直系尊属世帯と新たに同居すること。
- ⑥改修することで直系卑属の子育て世帯等と新たに同居する世帯であること。

申請者世帯	申請時住所の小学校区	
	建設地の小学校区	
同居、近居対象の親族世帯	住所	
	小学校区	
	姓	

- <実績報告時の提出書類>
 ・同居又は近居する直系親族世帯全員の住民票の写し (補助対象住宅に転居後のもの)
 ・同居又は近居する直系親族と姓が異なる場合は、申請者の戸籍謄本等直系親族とわかる書類

【次ページに続く】

5 地域建築技能活用改修（補助金額：上限15万円）
 次の①～③に掲げる地域建築技能のうち、いずれか2以上が使用された場合に最大15万円を支援する。
 <実績報告時の提出書類>各地域建築技能に係る面積等の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類

共通事項 要綱を熟読し、補助対象要件を確認した。

①建築大工技能 県産材を使用し、かつ、建築大工技能を活用して室内の見え掛り部分(床材、壁材、天井材等)の仕上げ改修を行う部分の見付面積(柱、はり等の構造材の見付面積を除く。)と外壁の下見板張りの見付面積の合計が7m2以上のものに限る。
 見付面積1m2あたり11,000円を支援する。(1m2未満切捨て)
 建築大工技能を活用した見付面積 m2
 <実績報告時の提出書類>施工状況の写真(建築主名記載の工事看板入り)

②左官仕上げ 外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げ
 内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げで7m2以上施工
 こて塗り面積1m2あたり13,000円を支援する。(1m2未満切捨て)
 上記左官のこて塗り面積 m2
 <実績報告時の提出書類>こて塗りで施工中の写真(建築主名記載の工事看板入り)

③木製建具 県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具を見付面積3m2以上使用したもの
 見付面積1m2あたり19,000円を支援する。(1m2未満切捨て)
 木製建具の見付面積 m2
 <実績報告時の提出書類>建具の種類及び見付面積が確認できる資料、設置完了時写真(建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板入り)及び当該木製建具に係る納品書の写し

補助金額
(自動計算)
万円

補助金額
(自動計算)
万円

補助金額
(自動計算)
万円

補助金額
(自動計算)
万円

【次ページに続く】

5 地域建築技能活用改修（補助金額：上限15万円）
 次の①～③に掲げる地域建築技能のうち、いずれか2以上が使用された場合に最大15万円を支援する。
 <実績報告時の提出書類>各地域建築技能に係る面積等の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類

共通事項 要綱を熟読し、補助対象要件を確認した。

①建築大工技能 県産材を使用し、かつ、建築大工技能を活用して室内の見え掛り部分(床材、壁材、天井材等)の仕上げ改修を行う部分の見付面積(柱、はり等の構造材の見付面積を除く。)と外壁の下見板張りの見付面積の合計が7m2以上のものに限る。
 見付面積1m2あたり11,000円を支援する。(1m2未満切捨て)
 建築大工技能を活用した見付面積 m2
 <実績報告時の提出書類>施工状況の写真(建築主名記載の工事看板入り)

②左官仕上げ 外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げ
 内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げで7m2以上施工
 こて塗り面積1m2あたり13,000円を支援する。(1m2未満切捨て)
 上記左官のこて塗り面積 m2
 <実績報告時の提出書類>こて塗りで施工中の写真(建築主名記載の工事看板入り)

③木製建具 県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具を見付面積3m2以上使用したもの
 見付面積1m2あたり19,000円を支援する。(1m2未満切捨て)
 木製建具の見付面積 m2
 <実績報告時の提出書類>建具の種類及び見付面積が確認できる資料、設置完了時写真(建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板入り)及び当該木製建具に係る納品書の写し

補助金額
(自動計算)
万円

補助金額
(自動計算)
万円

補助金額
(自動計算)
万円

補助金額
(自動計算)
万円

【次ページに続く】

あなたの補助金申請額は 0.0 万円です。

《補助金の内訳》

とっとり住まいる支援事業補助金	0.0	万円
とっとり健康省エネ住宅改修支援事業補助金	0.0	万円

※県産材使用量の減少等により、住宅完成後に実際に交付する補助金額が交付決定額を下回ることがあります。
※改修費の1/2(千円未満切捨て)又は補助金計算額のうちどちらか低い額が上限額になります。
とっとり住まいる支援事業補助金 提出書類 一覧表

あなたが補助金交付申請で提出する書類は次のとおりです。
その他必要に応じて別途書類を求められる場合があります。

とっとり住まいる支援事業補助金 交付申請書
とっとり住まいる支援事業建設等計画(報告)書【改修用】

工事契約書の写し

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱を熟読し、実績報告内容について上記のとおり確認しました。

工事監理者氏名			
建築士事務所名			
建築士事務所の登録	区分		
	都道府県名		知事
	登録番号		

※工事監理者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をする者をいう。
※延べ面積が100m2以下の場合で、工事監理者が不要なときは工事施工者氏名を選択、記載してください。

様式第3号～5号 略

あなたの補助金申請額は 0.0 万円です。

《補助金の内訳》

とっとり住まいる支援事業補助金	0.0	万円
とっとり健康省エネ住宅改修支援事業補助金	0.0	万円

※県産材使用量の減少等により、住宅完成後に実際に交付する補助金額が交付決定額を下回ることがあります。
※改修費の1/2(千円未満切捨て)又は補助金計算額のうちどちらか低い額が上限額になります。
とっとり住まいる支援事業補助金 提出書類 一覧表

あなたが補助金交付申請で提出する書類は次のとおりです。
その他必要に応じて別途書類を求められる場合があります。

とっとり住まいる支援事業補助金 交付申請書
とっとり住まいる支援事業建設等計画(報告)書【改修用】

工事契約書の写し

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱を熟読し、実績報告内容について上記のとおり確認しました。

工事監理者氏名			
建築士事務所名			
建築士事務所の登録	区分		
	都道府県名		知事
	登録番号		

※工事監理者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をする者をいう。
※延べ面積が100m2以下の場合で、工事監理者が不要なときは工事施工者氏名を選択、記載してください。

様式第3号～5号 略

とっとり住まいる支援事業兼

とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業建設等報告書【新築用】

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請(実績報告)内容について下記のとおり確認しました。

令和 年 月 日

申請者 住所 〒 氏名 電話

<記入方法>

各項目をよくお読みいただき、該当する項目の□に✓を記入してください。青色の欄に、必要事項を記入してください。選択項目を消去するときはデリート又はバックスペースキーで消去してください(黄色の欄は自動計算です。)

1 共通事項

- 建築主(建売住宅の場合は購入者)自らの居住の本拠として鳥取県内に新たに建設する住宅であること。
独立した生活が可能な木造一戸建て住宅であること。
※「独立した生活が可能」とは、居住室、台所、浴室、便所が、各1以上あることをいいます。(浴室はシャワーのみは不可。)
※建築確認上は増改築であっても、増改築部分だけで居住室・台所・浴室・便所が各1以上ある場合新築の区分で補助金申請することができます。

Table with columns: 建設地, 市町村名, 住居表示, 種別, 延べ面積, 間取り等, 工期, etc.

県内に本拠を置く事業者の施工であること。
事業者名
所在地
連絡先
建築基準法に適合していること。
建築確認の要否
建築確認申請又は工事届提出年月日

- その他、この住宅の建設にあたり関連法令に適合していること。
当該住宅は【とっとり健康省エネ住宅(NE-ST)】である。性能区分
当該住宅は【再生可能エネルギー発電設備】を設置する。設備
当該住宅は【ZEH】である。区分
ZEHでない場合、太陽光発電設備の将来的な設置に備えていること。
※将来的な設置の備えとは、太陽光パネルの設置に配慮した屋根形状と積載荷重の考慮をいう。
内外装材に県産材を20㎡以上使用する。

併用する補助金全てについて以下に記載してください。(「とっとり住まいる支援事業」以外)

Table with columns: 補助金の名称, 所管団体, 連絡先電話

- 国補助事業の補助利用者である。
国補助のうち、子育て世帯等支援補助金を利用。(みらいエコ住宅2026事業(長期、ZEH)など)
国補助のうち、断熱等性能等級6以上を対象とする補助金を利用。(GX志向型など)
(実績報告時)交付申請(登録申請)時からの各階平面図、配置図の変更がある。

とっとり住まいる支援事業兼

とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業建設等報告書【新築用】

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請(実績報告)内容について下記のとおり確認しました。

令和 年 月 日

申請者 住所 〒 氏名 電話

<記入方法>

各項目をよくお読みいただき、該当する項目の□に✓を記入してください。青色の欄に、必要事項を記入してください。選択項目を消去するときはデリート又はバックスペースキーで消去してください(黄色の欄は自動計算です。)

1 共通事項

- 建築主(建売住宅の場合は購入者)自らの居住の本拠として鳥取県内に新たに建設する住宅であること。
独立した生活が可能な木造一戸建て住宅であること。
※「独立した生活が可能」とは、居住室、台所、浴室、便所が、各1以上あることをいいます。(浴室はシャワーのみは不可。)
※建築確認上は増改築であっても、増改築部分だけで居住室・台所・浴室・便所が各1以上ある場合新築の区分で補助金申請することができます。

Table with columns: 建設地, 市町村名, 住居表示, 種別, 延べ面積, 間取り等, 工期, etc.

県内に本拠を置く事業者の施工であること。
事業者名
所在地
連絡先
建築基準法に適合していること。
建築確認の要否
建築確認申請又は工事届提出年月日

- その他、この住宅の建設にあたり関連法令に適合していること。
当該住宅は【とっとり健康省エネ住宅(NE-ST)】である。性能区分
当該住宅は【再生可能エネルギー発電設備】を設置する。設備
当該住宅は【ZEH】である。区分
ZEHでない場合、太陽光発電設備の将来的な設置に備えていること。
※将来的な設置の備えとは、太陽光パネルの設置に配慮した屋根形状と積載荷重の考慮をいう。
内外装材に県産材を20㎡以上使用する。

併用する補助金全てについて以下に記載してください。(「とっとり住まいる支援事業」以外)

Table with columns: 補助金の名称, 所管団体, 連絡先電話

- 国補助事業の補助利用者である。
国補助のうち、子育て世帯等支援補助金を利用。(みらいエコ住宅2026事業(長期、ZEH)など)
国補助のうち、断熱等性能等級6以上を対象とする補助金を利用。(GX志向型など)
(実績報告時)交付申請(登録申請)時からの各階平面図、配置図の変更がある。

2 県産材の使用

県産材を10m3以上使用すること。

プレカットを行う場合は、県内のプレカット工場で加工すること。

プレカット工場名

<実績報告時の提出書類> 県内プレカット加工証明書(様式第9号)又はその写し
(別途提出する鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書で証明できる場合を除く。)
 プレカットを一切使用しない。

整数値(小数点以下四捨五入)で入力

区分	使用量	補助金額 (自動計算)
①木材使用材種合計(県産材以外の木材を含む材種)		
②県産材の使用材種		万円
③県産JAS製材の使用材種		万円
④県産ヤング係数確認構造材の使用材種		
横架材		
横架材以外		万円
④県産ヤング係数確認構造材の使用材種		
横架材以外		万円
⑤県産CLT材の使用材種		万円
⑥県産内外装材、県産木場の見付面積		万円

県産材使用に関する補助金額 計: 万円

- 県産材を10m3以上使用する場合、定額15万円が交付されます。
<実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
- 県産JAS製材(含水率20%以下のJAS格付材)を1m3以上使用する場合、1m3につき1万円が交付されます。(上限25万円)
<実績報告時の提出書類> 鳥取県木材協同組合連合会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類等
- 県産ヤング係数確認構造材を1m3以上使用する場合、横架材1m3につき3万円、横架材以外1m3につき2万円の合計が交付されます。(上限30万円)
<実績報告時の提出書類> 県産ヤング係数確認構造材一覧表(様式第8号)
- 県産CLT材を1m3以上使用する場合、定額5万円の補助金が交付されます。
<実績報告時の提出書類> 県産CLT材であることを証明する書類(納品書等)
- 含水率20%以下の県産内外装材(木塀、門含む。)を1m2以上使用する場合、見付面積1m2につき3千円が交付されます。
<実績報告時の提出書類> 見付面積の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類
含水率の測定結果写真又は鳥取県木材協同組合連合会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率21%以下)であることを証明する書類
- 県産CLT材、県産内外装材、県産木場の上限額は20万円になります。

3 子育て世帯等 (補助金額:10万円)

次の①②のどちらかに該当すること。

※国の子育て世帯等支援補助金(GX志向型を除く)利用者にあつては補助額は0円とな

① 18歳に達して以後の最初の3月31日まで
にある子を養育している世帯

<留意点>

交付申請の時点で子が生まれていない場合は対象外です。

<実績報告時の提出書類>

・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票
(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)

② 婚姻後10年以内の世帯
事実婚の場合は、住民票上の続柄に記載があり、かつ、生計を同一にした日から10年以内のときに

<留意点>

交付申請の時点で婚姻していない場合は対象外です。

<実績報告時の提出書類>

・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票
(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)

・申請者の戸籍抄本

※①②とも、住民票では申請者と配偶者・子どもの続柄がわからない場合は、戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。(例:申請者が単身赴任中で別居している場合 など)

4 三世代同居等世帯 (補助金額:10万円)

次のア、イ、ウのいずれかに該当すること。

※以前から同居、近居している場合も対象となります。

ア 直系尊属の世帯と同居する子育て世帯等(親と同居)

※同居とは同一小学校区内に居住することをいいます。

イ 直系尊属の世帯と同居する子育て世帯等(親と同居)

ウ 直系尊属の子育て世帯等と同居する世帯(子と同居)

※同居とは同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住することをいいます。

申請者世帯	建設地の小学校区	
同居、近居対象の直系尊属の世帯	住所	
	小学校区	

<実績報告時の提出書類>

・同居又は近居する直系親族世帯全員の住民票の写し(補助対象住宅に転居後のもの)
・同居又は近居する直系親族と姓が異なる場合は、申請者の戸籍謄本等直系親族とわかる書類

【次ページに続く】

2 県産材の使用

県産材を10m3以上使用すること。

プレカットを行う場合は、県内のプレカット工場で加工すること。

プレカット工場名

<実績報告時の提出書類> 県内プレカット加工証明書(様式第9号)又はその写し
(別途提出する鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書で証明できる場合を除く。)
 プレカットを一切使用しない。

整数値(小数点以下四捨五入)で入力

区分	使用量	補助金額 (自動計算)
①木材使用材種合計(県産材以外の木材を含む材種)		
②県産材の使用材種		万円
③県産JAS製材の使用材種		万円
④県産ヤング係数確認構造材の使用材種		
横架材		
横架材以外		万円
④県産ヤング係数確認構造材の使用材種		
横架材以外		万円
⑤県産CLT材の使用材種		万円
⑥県産内外装材、県産木場の見付面積		万円

県産材使用に関する補助金額 計: 万円

- 県産材を10m3以上使用する場合、定額15万円が交付されます。
<実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
- 県産JAS製材(含水率20%以下のJAS格付材)を1m3以上使用する場合、1m3につき1万円が交付されます。(上限25万円)
<実績報告時の提出書類> 鳥取県木材協同組合連合会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類等
- 県産ヤング係数確認構造材を1m3以上使用する場合、横架材1m3につき3万円、横架材以外1m3につき2万円の合計が交付されます。(上限30万円)
<実績報告時の提出書類> 県産ヤング係数確認構造材一覧表(様式第8号)
- 県産CLT材を1m3以上使用する場合、定額5万円の補助金が交付されます。
<実績報告時の提出書類> 県産CLT材であることを証明する書類(納品書等)
- 含水率20%以下の県産内外装材(木塀、門含む。)を1m2以上使用する場合、見付面積1m2につき3千円が交付されます。
<実績報告時の提出書類> 見付面積の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類
含水率の測定結果写真又は鳥取県木材協同組合連合会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率21%以下)であることを証明する書類
- 県産CLT材、県産内外装材、県産木場の上限額は20万円になります。

3 子育て世帯等 (補助金額:10万円)

次の①②のどちらかに該当すること。

※国の子育て世帯等支援補助金(GX志向型を除く)利用者にあつては補助額は0円とな

① 18歳に達して以後の最初の3月31日まで
にある子を養育している世帯

<留意点>

交付申請の時点で子が生まれていない場合は対象外です。

<実績報告時の提出書類>

・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票
(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)

② 婚姻後10年以内の世帯
事実婚の場合は、住民票上の続柄に記載があり、かつ、生計を同一にした日から10年以内のときに

<留意点>

交付申請の時点で婚姻していない場合は対象外です。

<実績報告時の提出書類>

・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票
(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)

・申請者の戸籍抄本

※①②とも、住民票では申請者と配偶者・子どもの続柄がわからない場合は、戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。(例:申請者が単身赴任中で別居している場合 など)

4 三世代同居等世帯 (補助金額:10万円)

次のア、イ、ウのいずれかに該当すること。

ア ①②③④の全てに該当 (直系尊属と新たに近居)

イ ①②⑤又は①②③⑥の全てに該当 (直系尊属と新たに同居)

ウ ①に該当せず②⑥の両方に該当 (直系尊属と新たに同居)

①交付申請日時点で子育て世帯等であること。

②交付申請日時点では、三世代同居等ではないこと。

※同居とは同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住することをいいます。

③交付申請日時点では、直系尊属と近居ではないこと。

※近居とは同一小学校区内に居住することをいいます。

④新築することで直系親族世帯と新たに近居すること。

⑤新築することで直系親族世帯と新たに同居すること。

⑥新築することで直系尊属の子育て世帯等と新たに同居する世帯であること。

申請者世帯	申請時住所の小学校区	
同居、近居対象の直系尊属の世帯	建設地の小学校区	
	住所	
	小学校区	
	姓	

<実績報告時の提出書類>

・同居又は近居する直系親族世帯全員の住民票の写し(補助対象住宅に転居後のもの)
・同居又は近居する直系親族と姓が異なる場合は、申請者の戸籍謄本等直系親族とわかる書類

【次ページに続く】

5 地域建築技能活用住宅（補助金額:20万円）

次の①～⑦の地域建築技能を活用し、ポイント数の合計が4ポイント以上の場合に定額20万円を支援（黄色のポイント数は自動計算されます。）

補助金額
(自動計算)
万円

＜実績報告時の提出書類＞手刻み加工を除く各地域建築技能に係る面積等の算出過程、施工面積及び施工箇所を図示した立面図、展開図等並びに地域建築技能ごとに次の書類

- 共通事項 在来軸組工法又は伝統構法の本造住宅であること
要綱を熟読し、補助対象要件を確認した。
- ①手刻み加工 木材を、機械プレカット加工を使用せずに手作業（電動工具を使用する場合を含む。）で加工すること。（プレカット工場において機械加工された木材を一部でも使用する場合は対象外）
4ポイント
ポイント数
＜実績報告時の提出書類＞仕口、継手等を加工している写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ②下見板張り 県産材を使用し、外壁を下見板張りで40m²以上施工
2ポイント
ポイント数
補助対象となる工法……ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板
補助対象とならない工法…羽目板張り、ドイツ下見板、縦板張り
下見板張りの種類
下見板張りの施工面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞施工後の写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ③左官仕上げ 外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げ
1～2ポイント
ポイント数
内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げで40m²以上施工
2ポイント（珪藻土塗、じゅらく塗でこて塗面積40m²以上となる場合は1ポイント）
珪藻土及びじゅらくを除く上記左官のこて塗り面積 m²
珪藻土及びじゅらくのこて塗り面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞こて塗りで施工中の写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ④瓦ぶき 主要な屋根部分を国内で生産された瓦（JIS規格品あるいはJIS同等品）を使用したもの。（S型瓦や平板瓦を含む。）
2ポイント
ポイント数
瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに基づき施工したものであること。
瓦の種類
＜実績報告時の提出書類＞瓦の留め付け状況がわかる写真（建築主名記載の工事看板入り）及び棟に使用された補強金物及び屋根地への緊結状況がわかる写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ⑤木製建具 県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具を見付面積5m²以上使用したもの（1ポイント、10m²以上の場合にあっては2ポイント）
1～2ポイント
ポイント数
木製建具の見付面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞建具の種類及び見付面積が確認できる資料、設置完了時写真（建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板入り）及び当該木製建具に係る納品書の写し
- ⑥畳 県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳（置き畳を除く。）を6畳以上使用すること。
1ポイント
ポイント数
畳の使用量 畳
＜実績報告時の提出書類＞設置完了後の写真（建築主名、畳業者名を記載した工事看板入り、6畳以上であることわかるもの）及び当該畳に係る納品書の写し
- ⑦構造材現し 居室において、小屋組又は床組みに使用した主要な横架材及び母屋の下端が見える場合（壁の部分を除く。）で、当該居室（収納を除く。）の見上げ面積が10平方メートル以上の状態のこと。（1ポイント、20m²以上の場合にあっては2ポイント）
1～2ポイント
ポイント数
小屋組又は床組みの構造材現し見上げ面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞施工後の写真（建築主名記載の工事看板入り）並びに全ての梁、桁及び母屋を記載した伏図（小屋伏図及び床伏図をいう。）、居室で構造材現しになっているものを色分けした資料
合計ポイント数

【次ページに続く】

5 地域建築技能活用住宅（補助金額:20万円）

次の①～⑦の地域建築技能を活用し、ポイント数の合計が4ポイント以上の場合に定額20万円を支援（黄色のポイント数は自動計算されます。）

補助金額
(自動計算)
万円

＜実績報告時の提出書類＞手刻み加工を除く各地域建築技能に係る面積等の算出過程、施工面積及び施工箇所を図示した立面図、展開図等並びに地域建築技能ごとに次の書類

- 共通事項 在来軸組工法又は伝統構法の本造住宅であること
要綱を熟読し、補助対象要件を確認した。
- ①手刻み加工 木材を、機械プレカット加工を使用せずに手作業（電動工具を使用する場合を含む。）で加工すること。（プレカット工場において機械加工された木材を一部でも使用する場合は対象外）
4ポイント
ポイント数
＜実績報告時の提出書類＞仕口、継手等を加工している写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ②下見板張り 県産材を使用し、外壁を下見板張りで40m²以上施工
2ポイント
ポイント数
補助対象となる工法……ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板
補助対象とならない工法…羽目板張り、ドイツ下見板、縦板張り
下見板張りの種類
下見板張りの施工面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞施工後の写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ③左官仕上げ 外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げ
1～2ポイント
ポイント数
内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げで40m²以上施工
2ポイント（珪藻土塗、じゅらく塗でこて塗面積40m²以上となる場合は1ポイント）
珪藻土及びじゅらくを除く上記左官のこて塗り面積 m²
珪藻土及びじゅらくのこて塗り面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞こて塗りで施工中の写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ④瓦ぶき 主要な屋根部分を国内で生産された瓦（JIS規格品あるいはJIS同等品）を使用したもの。（S型瓦や平板瓦を含む。）
2ポイント
ポイント数
瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに基づき施工したものであること。
瓦の種類
＜実績報告時の提出書類＞瓦の留め付け状況がわかる写真（建築主名記載の工事看板入り）及び棟に使用された補強金物及び屋根地への緊結状況がわかる写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ⑤木製建具 県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具を見付面積5m²以上使用したもの（1ポイント、10m²以上の場合にあっては2ポイント）
1～2ポイント
ポイント数
木製建具の見付面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞建具の種類及び見付面積が確認できる資料、設置完了時写真（建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板入り）及び当該木製建具に係る納品書の写し
- ⑥畳 県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳（置き畳を除く。）を6畳以上使用すること。
1ポイント
ポイント数
畳の使用量 畳
＜実績報告時の提出書類＞設置完了後の写真（建築主名、畳業者名を記載した工事看板入り、6畳以上であることわかるもの）及び当該畳に係る納品書の写し
- ⑦構造材現し 居室において、小屋組又は床組みに使用した主要な横架材及び母屋の下端が見える場合（壁の部分を除く。）で、当該居室（収納を除く。）の見上げ面積が10平方メートル以上の状態のこと。（1ポイント、20m²以上の場合にあっては2ポイント）
1～2ポイント
ポイント数
小屋組又は床組みの構造材現し見上げ面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞施工後の写真（建築主名記載の工事看板入り）並びに全ての梁、桁及び母屋を記載した伏図（小屋伏図及び床伏図をいう。）、居室で構造材現しになっているものを色分けした資料
合計ポイント数

【次ページに続く】

あなたの補助金額は 0.0 万円です。

《補助金の内訳》

とっとり住まいる支援事業補助金	0.0	万円
とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金	0.0	万円

※県産材使用量の減少等により、住宅完成後に実際に交付する補助金額が交付決定額を下回る場合があります。

あなたが補助金実績報告で提出する書類は次のとおりです。
その他必要に応じて別途書類を求められる場合があります。

とっとり住まいる支援事業補助金 実績報告書
とっとり住まいる支援事業兼とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業建築等報告書【新築用】

完成写真及び口座振替依頼書
鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱を熟読し、実績報告内容について上記のとおり確認しました。

工事監理者氏名			
建築士事務所名			
建築士事務所の登録	区分		
	都道府県名		知事
	登録番号		

※工事監理者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をする者
※延べ面積が100m²以下の場合で、工事監理者が不要なときは工事施工者氏名を選択、記載してください。

あなたの補助金額は 0.0 万円です。

《補助金の内訳》

とっとり住まいる支援事業補助金	0.0	万円
とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金	0.0	万円

※県産材使用量の減少等により、住宅完成後に実際に交付する補助金額が交付決定額を下回る場合があります。

あなたが補助金実績報告で提出する書類は次のとおりです。
その他必要に応じて別途書類を求められる場合があります。

とっとり住まいる支援事業補助金 実績報告書
とっとり住まいる支援事業兼とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業建築等報告書【新築用】

完成写真及び口座振替依頼書
鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱を熟読し、実績報告内容について上記のとおり確認しました。

工事監理者氏名			
建築士事務所名			
建築士事務所の登録	区分		
	都道府県名		知事
	登録番号		

※工事監理者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をする者
※延べ面積が100m²以下の場合で、工事監理者が不要なときは工事施工者氏名を選択、記載してください。

とっとり住まいる支援事業兼とっとり健康省エネ住宅改修支援事業建設等報告書【改修用】

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり健康省エネ住宅改修支援事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請(実績報告)内容について下記のとおり確認しました。

令和8年 月 日

申請者

住所	〒	
氏名		
電話		

<記入方法>

各項目をよくお読みいただき、該当する項目の□に✓を記入してください。
青色の欄に、必要事項を記入してください。選択項目を消去するときはデリート又はバックスペースキーで消去してください(黄色の欄は自動計算です。)

1 共通事項

- 自ら居住(改修後に居住する場合を含む。)し、所有の権利を有する戸建住宅又は共同住宅の専有部分に係る工事であること。
※当該住宅と同一敷地内にあり、一体的に日常生活の用に供される車庫、物置、木塀等に係るものを含む。
- 過去に本事業の助成を受けていない住宅又は当該補助金を受けた住宅で助成(額の確定日)から10年以上が経過していること。

建設地	市町村名			
工事種別		工事費	万円	
延べ面積	m2			
工法				
工期	着手(予定)年月日	年	月	日
	完了(予定)年月日	年	月	日

- 県内に本拠を置く事業者の施工であること。

事業者名			
所在地			
連絡先			

- 建築基準法に適合していること。

建築確認の要否	建築工事届の要否		
増改築	車庫、物置、木塀等の工事		
建築確認申請又は工事届提出年月日	年	月	日

- その他、この住宅の改修にあたり関連法令に適合していること。

- 当該改修工事は省エネ改修を含む工事である。 性能区分

併用する補助金全てについて以下に記載してください。(「とっとり住まいる支援事業」以外)

補助金の名称	所管団体	連絡先電話

- 国の子育て世帯等支援補助金利用者である

- 補助対象を同一とする国費又は県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。

- (実績報告時)交付申請時からの改修部分の図面、配置図の変更がある。

【次ページに続く】

とっとり住まいる支援事業兼とっとり健康省エネ住宅改修支援事業建設等報告書【改修用】

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり健康省エネ住宅改修支援事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請(実績報告)内容について下記のとおり確認しました。

令和7年 月 日

申請者

住所	〒	
氏名		
電話		

<記入方法>

各項目をよくお読みいただき、該当する項目の□に✓を記入してください。
青色の欄に、必要事項を記入してください。選択項目を消去するときはデリート又はバックスペースキーで消去してください(黄色の欄は自動計算です。)

1 共通事項

- 自ら居住(改修後に居住する場合を含む。)し、所有の権利を有する戸建住宅又は共同住宅の専有部分に係る工事であること。
※当該住宅と同一敷地内にあり、一体的に日常生活の用に供される車庫、物置、木塀等に係るものを含む。
- 過去に本事業の助成を受けていない住宅又は当該補助金を受けた住宅で助成(額の確定日)から10年以上が経過していること。

建設地	市町村名			
工事種別		工事費	万円	
延べ面積	m2			
工法				
工期	着手(予定)年月日	年	月	日
	完了(予定)年月日	年	月	日

- 県内に本拠を置く事業者の施工であること。

事業者名			
所在地			
連絡先			

- 建築基準法に適合していること。

建築確認の要否	建築工事届の要否		
増改築	車庫、物置、木塀等の工事		
建築確認申請又は工事届提出年月日	年	月	日

- その他、この住宅の改修にあたり関連法令に適合していること。

- 当該改修工事は省エネ改修を含む工事である。 性能区分

- 国の子育て世帯等支援補助金利用者である

- 国補助利用者のうち、「地域型グリーン化事業」補助利用者である。

- 「地域型グリーン化事業」の補助対象経費に県産材の材料代を含めていない。

- 子育てグリーン住宅支援事業又は地域型グリーン化事業以外の補助金を併用する。

補助金の名称	所管団体	連絡先電話

- 補助対象を同一とする県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。

- (実績報告時)交付申請時からの改修部分の図面、配置図の変更がある。

2 県産材の使用

県産材を構造材若しくは下地材として0.3m³以上使用すること又は内外装材仕上げ材若しくは木塀として1m²以上使用すること。

プレカートをを行う場合は、県内のプレカット工場で加工すること。

プレカット工場名

<実績報告時の提出書類> 県内プレカット加工証明書(様式第9号)又はその写し

(別途提出する鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書で証明できる場合を除く。)

プレカートを一切使用しない。

区分	使用量	補助金額 (自動計算)
①木材使用材積合計(県産材以外の木材を含む材積)		
②県産材の構造材又は下地材の使用材積		万円
③県産内外装材、県産木塀の見付面積		万円

県産材使用に関する補助金額 計: 万円

・県産材の構造材又は下地材を0.3m³以上使用する場合、1m³につき2万円が交付されます(0.1m³未満は切捨て)。

<実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し

・県産内外装材、県産木塀を1m²以上使用する場合、見付面積1m²につき2千円が交付されます(1m²未満は切捨て)。

<実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し

見付面積の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類

含水率の測定結果写真又は鳥取県木材協同組合連合会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類

・県産材の構造材又は下地材、県産内外装材、県産木塀の補助上限額は25万円になります。

3 子育て世帯等(補助金額:10万円)

次の①②のどちらかに該当すること。

※国の子育て世帯等支援補助金利用者にあつては0円となります

① 18歳に達して以後の最初の3月31日まで
にある子を養育している世帯

② 婚姻後10年以内の世帯

事実婚の場合は、住民票上の続柄に記載があり、かつ、生計を同一にした日から10年以内のときに限る。

<留意点>

交付申請の時点で子が生まれていない場合は対象外です。

<実績報告時の提出書類>

・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)

<留意点>

交付申請の時点で婚姻していない場合は対象外です。

<実績報告時の提出書類>

・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)

・申請者の戸籍抄本又は戸籍謄本

※①②とも、住民票では申請者と配偶者・子どもの続柄がわからない場合は、戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。(例:申請者が単身赴任中で別居している場合 など)

4 三世帯同居等世帯(補助金額:10万円)

次のア、イ、ウのいずれかに該当すること。

※以前から同居、近居している場合も対象となります。

ア 直系尊属の世帯と近居する子育て世帯等(親と近居)
※近居とは同一小学校区内に居住することをいいます。

イ 直系尊属の世帯と同居する子育て世帯等(親と同居)

ウ 直系尊属の子育て世帯等と同居する世帯(子と同居)

※同居とは同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住することをいいます。

申請者世帯	建設地の小学校区	
同居、近居対象の親族世帯	住所	
	小学校区	

<実績報告時の提出書類>

・同居又は近居する直系親族世帯全員の住民票の写し(補助対象住宅に転居後のもの)

・同居又は近居する直系親族と姓が異なる場合は、申請者の戸籍謄本等直系親族とわかる書類

【次ページに続く】

2 県産材の使用

県産材を構造材若しくは下地材として0.3m³以上使用すること又は内外装材仕上げ材若しくは木塀として1m²以上使用すること。

プレカートをを行う場合は、県内のプレカット工場で加工すること。

プレカット工場名

<実績報告時の提出書類> 県内プレカット加工証明書(様式第9号)又はその写し

(別途提出する鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書で証明できる場合を除く。)

プレカートを一切使用しない。

【次ページに続く】

区分	使用量	補助金額 (自動計算)
①木材使用材積合計(県産材以外の木材を含む材積)		
②県産材の構造材又は下地材の使用材積		万円
③県産内外装材、県産木塀の見付面積		万円

県産材使用に関する補助金額 計: 万円

・県産材の構造材又は下地材を0.3m³以上使用する場合、1m³につき2万円が交付されます(0.1m³未満は切捨て)。

<実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し

・県産内外装材、県産木塀を1m²以上使用する場合、見付面積1m²につき2千円が交付されます(1m²未満は切捨て)。

<実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し

見付面積の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類

含水率の測定結果写真又は鳥取県木材協同組合連合会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類

・県産材の構造材又は下地材、県産内外装材、県産木塀の補助上限額は25万円になります。

3 子育て世帯等(補助金額:10万円)

次の①②のどちらかに該当すること。

※国の子育て世帯等支援補助金利用者にあつては0円となります

① 18歳に達して以後の最初の3月31日まで
にある子を養育している世帯

② 婚姻後10年以内の世帯

事実婚の場合は、住民票上の続柄に記載があり、かつ、生計を同一にした日から10年以内のときに限る。

<留意点>

交付申請の時点で子が生まれていない場合は対象外です。

<実績報告時の提出書類>

・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)

<留意点>

交付申請の時点で婚姻していない場合は対象外です。

<実績報告時の提出書類>

・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)

・申請者の戸籍抄本又は戸籍謄本

※①②とも、住民票では申請者と配偶者・子どもの続柄がわからない場合は、戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。(例:申請者が単身赴任中で別居している場合 など)

4 三世帯同居等世帯(補助金額:10万円)

次のア、イ、ウのいずれかに該当すること。

ア ①②④の全てに該当(直系尊属と新たに近居)

イ ①②⑥又は①②④⑥の全てに該当(直系尊属と新たに同居)

ウ ①に該当せず②⑥の両方に該当(直系尊属と新たに同居)

①交付申請日時点で子育て世帯等であること。

②交付申請日時点では、三世帯の同居ではないこと。

※同居とは同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住することをいいます。

③交付申請日時点では、直系尊属と近居ではないこと。

※近居とは同一小学校区内に居住することをいいます。

④改修することで直系親族世帯と新たに近居すること。

⑥改修することで直系親族世帯と新たに同居すること。

⑥改修することで直系親族の子育て世帯等と新たに同居する世帯であること。

申請者世帯	申請時住所の小学校区	
	建設地の小学校区	
同居、近居対象の親族世帯	住所	
	小学校区	
	姓	

<実績報告時の提出書類>

・同居又は近居する直系親族世帯全員の住民票の写し(補助対象住宅に転居後のもの)

・同居又は近居する直系親族と姓が異なる場合は、申請者の戸籍謄本等直系親族とわかる書類

【次ページに続く】

5 地域建築技能活用改修（補助金額：上限15万円）
 次の①～③に掲げる地域建築技能のうち、いずれか2以上が使用された場合に最大15万円を支援する。

補助金額
 (自動計算)
 万円

＜実績報告時の提出書類＞各地域建築技能に係る面積等の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類

共通事項 要綱を熟読し、補助対象要件を確認した。

①建築大工技能 県産材を使用し、かつ、建築大工技能を活用して室内の見え掛り部分(床材、壁材、天井材等)の仕上げ改修を行う部分の見付面積(柱、はり等の構造材の見付面積を除く。)と外壁の下見板張りの見付面積の合計が7m2以上のものに限る。

見付面積1m2あたり11,000円を支援する。(1m2未満切捨て)

建築大工技能を活用した見付面積 m2

＜実績報告時の提出書類＞施工状況の写真(建築主名記載の工事看板入り)

補助金額
 (自動計算)
 万円

②左官仕上げ 外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げ
 内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げで7m2以上施工

こて塗り面積1m2あたり13,000円を支援する。(1m2未満切捨て)

上記左官のこて塗り面積 m2

＜実績報告時の提出書類＞こて塗りで施工中の写真(建築主名記載の工事看板入り)

補助金額
 (自動計算)
 万円

③木製建具 県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具を見付面積3m2以上使用したもの

見付面積1m2あたり19,000円を支援する。(1m2未満切捨て)

木製建具の見付面積 m2

＜実績報告時の提出書類＞建具の種類及び見付面積が確認できる資料、設置完了時写真(建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板入り)及び当該木製建具に係る納品書の写し

補助金額
 (自動計算)
 万円

【次ページに続く】

5 地域建築技能活用改修（補助金額：上限15万円）
 次の①～③に掲げる地域建築技能のうち、いずれか2以上が使用された場合に最大15万円を支援する。

補助金額
 (自動計算)
 万円

＜実績報告時の提出書類＞各地域建築技能に係る面積等の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類

共通事項 要綱を熟読し、補助対象要件を確認した。

①建築大工技能 県産材を使用し、かつ、建築大工技能を活用して室内の見え掛り部分(床材、壁材、天井材等)の仕上げ改修を行う部分の見付面積(柱、はり等の構造材の見付面積を除く。)と外壁の下見板張りの見付面積の合計が7m2以上のものに限る。

見付面積1m2あたり11,000円を支援する。(1m2未満切捨て)

建築大工技能を活用した見付面積 m2

＜実績報告時の提出書類＞施工状況の写真(建築主名記載の工事看板入り)

補助金額
 (自動計算)
 万円

②左官仕上げ 外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げ
 内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げで7m2以上施工

こて塗り面積1m2あたり13,000円を支援する。(1m2未満切捨て)

上記左官のこて塗り面積 m2

＜実績報告時の提出書類＞こて塗りで施工中の写真(建築主名記載の工事看板入り)

補助金額
 (自動計算)
 万円

③木製建具 県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具を見付面積3m2以上使用したもの

見付面積1m2あたり19,000円を支援する。(1m2未満切捨て)

木製建具の見付面積 m2

＜実績報告時の提出書類＞建具の種類及び見付面積が確認できる資料、設置完了時写真(建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板入り)及び当該木製建具に係る納品書の写し

補助金額
 (自動計算)
 万円

【次ページに続く】

あなたの補助金申請額は 0 万円です。

《補助金の内訳》

とっとり住まいる支援事業補助金	0.0	万円
とっとり健康省エネ住宅改修支援事業補助金	0.0	万円

※県産材使用量の減少等により、住宅完成後に実際に交付する補助金額が交付決定額を下回る場合があります。
※改修費の1/2(千円未満切捨て)又は補助金計算額のうちどちらか低い額が上限額になります。

とっとり住まいる支援事業補助金 提出書類 一覧表

あなたが補助金実績報告で提出する書類は次のとおりです。
その他必要に応じて別途書類を求める場合があります。

補助金実績報告書
建設等報告書【改修用】

完成写真及び口座振替依頼書
鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し

<所管事務所長が求める書類>
なし

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱を熟読し、実績報告内容について上記のとおり確認しました。

工事監理者氏名		
建築士事務所名		
建築士事務所の登録	区分	
	都道府県名	知事
	登録番号	

※工事監理者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をする者をいう。
※延べ面積が100m2以下の場合で、工事監理者が不要なときは工事施工者氏名を選択、記載してください。

様式第6号の3～11号 略

附 則

- この要綱は、令和8年3月31日に施行し、令和8年4月1日から適用する。
- この改正前に交付決定又は登録を受けた住宅に対する本補助金の額については、なお従前の例による。

あなたの補助金申請額は 0 万円です。

《補助金の内訳》

とっとり住まいる支援事業補助金	0.0	万円
とっとり健康省エネ住宅改修支援事業補助金	0.0	万円

※県産材使用量の減少等により、住宅完成後に実際に交付する補助金額が交付決定額を下回る場合があります。
※改修費の1/2(千円未満切捨て)又は補助金計算額のうちどちらか低い額が上限額になります。

とっとり住まいる支援事業補助金 提出書類 一覧表

あなたが補助金実績報告で提出する書類は次のとおりです。
その他必要に応じて別途書類を求める場合があります。

補助金実績報告書
建設等報告書【改修用】

完成写真及び口座振替依頼書
鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し

<所管事務所長が求める書類>
なし

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱を熟読し、実績報告内容について上記のとおり確認しました。

工事監理者氏名		
建築士事務所名		
建築士事務所の登録	区分	
	都道府県名	知事
	登録番号	

※工事監理者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をする者をいう。
※延べ面積が100m2以下の場合で、工事監理者が不要なときは工事施工者氏名を選択、記載してください。

様式第6号の3～11号 略